

# 自主防災組織の規約と防災計画

## 1 規約例

規約は組織の目的、事業内容等を明らかにし、役員の任務や運営について定めましょう。

## 資料 自主防災組織規約例

### 〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関する事。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

## 2 防災計画例

防災計画は、平常時及び災害発生時における防災活動を具体的に定めておくものですから、防災組織の地域実情に応じて作成しましょう。

# 〇〇自主防災会防災計画

## 1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画事項

この計画に定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

## 3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



#### 4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(2) 普及方法は、次のとおりとする。

- ア パンフレット、チラシ等の配布
- イ コミュニティ誌等への記事掲載
- ウ 座談会、講習会、防災映画会等の開催

#### 5 防災計画

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。
  - ア 情報の収集・伝達訓練
  - イ 消火訓練
  - ウ 避難訓練
  - エ 救出・救護訓練
- (3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。
  - ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日に実施する。
  - イ 訓練は、総合訓練にあつては年△回、個別訓練にあつては随時実施する。

## 6 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

- (1) 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、トランシーバー、伝令等による。

## 7 出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくするおもな原因とな

っているので、出火防止の徹底を図るため各家庭において主として、次の事項に重点をおいて点検準備する。

ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の設備及びその周辺を整理整頓する。

イ その他建物等の危険箇所の状況

## (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を各家庭に配備する。

## 8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めたときは、医療機関または防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

## 9 避難対策

大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導等の指示

避難命令が出たとき、又は防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班は、防災会長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘導する。

ア 大規模地震による被害の発生が予測される時。

〇〇公園

イ 津波、台風等により水災害の発生が予測される時。

〇〇小学校

## 10 給食・給水

避難地等における給食および給水は、次により行う。

- (1) 給食給水班は、市から配布された食料又は地域内の家庭等から提供を受けた食料等を配布し、又は炊き出し等を行う。
- (2) 給食給水班は、市から提供され、又は井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

## 11 防災資機材等

- (1) 防災資機材等は、別途に定める配備計画により行う。
- (2) 毎年〇月第〇日曜日を全資機材の点検日とする。

以 上